

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

組織の効率化のため。

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成26年  
伊丹市条例第 号）

伊丹市事務分掌条例（昭和37年条例第3号）の一部を次のよう  
に改正する。

第1条第1項第8号を次のように改める。

(8) 都市交通部

第2条都市基盤部の項中「都市基盤部」を「都市交通部」に改め、  
同項に次の1号を加える。

(7) 都市交通に関する事項

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。